

議事日程 (第3号)

令和2年9月18日 午前9時00分開議

- 日程第1 同意第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第2 議案第33号 大刀洗町議会議員及び大刀洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第34号 大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第35号 大刀洗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第36号 大刀洗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第37号 町道の認定について
- 日程第7 議案第38号 令和2年度大刀洗町一般会計補正予算 (第5号) について
- 日程第8 議案第39号 令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第9 議案第40号 令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第10 議案第41号 令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第11 認定第1号 令和元年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 令和元年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第3号 令和元年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第4号 令和元年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第5号 令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第17 発議第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について

日程第18 発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し  
地方財源の確保を求める意見書の提出について

日程第19 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報  
委員会、議会運営委員会）

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 同意第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第2 議案第33号 大刀洗町議会議員及び大刀洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第34号 大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第35号 大刀洗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第36号 大刀洗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第37号 町道の認定について
- 日程第7 議案第38号 令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第8 議案第39号 令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第40号 令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第41号 令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 認定第1号 令和元年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 令和元年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第3号 令和元年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第4号 令和元年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第5号 令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第17 発議第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について
- 日程第18 発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方財源の確保を求める意見書の提出について
- 日程第19 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）

出席議員（11名）

1番 森田 勝典	2番 隠塚 春子
3番 平田 康雄	4番 野瀬 繁隆
5番 黒木 徳勝	7番 平山 賢治
8番 東 義一	9番 古賀 世章
10番 松熊武比古	11番 高橋 直也
12番 安丸眞一郎	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	中山 哲志	副町長 ……………	大浦 克司
教育長 ……………	倉鍵 君明	総務課長 ……………	重松 俊一
税務課長 ……………	山田 恭恵	福祉課長 ……………	平田 栄一
地域振興課長 ……………	村田 まみ	産業課長 ……………	佐々木大輔
建設課長 ……………	田中 豊和	子ども課長 ……………	松元 治美
健康課長 ……………	早川 正一	生涯学習課長 ……………	矢野 智行
会計課長 ……………	佐田 裕子	住民課長 ……………	矢永 孝治
財政係長 ……………	福岡 信義	人事法制係長 ……………	堀内 智史
監査委員 ……………	村山真知子		

---

開議 午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。現在の出席議員は11人です。ただいまから、令和2年第7回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

---

**日程第1. 同意第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、同意第4号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

これから1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、同意第4号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを採決いたします。本件は、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本件は同意することに決定しました。

---

**日程第2. 議案第33号 大刀洗町議会議員及び大刀洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第2、議案第33号大刀洗町議会議員及び大刀洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号大刀洗町議会議員及び大刀洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを採決いたします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

**日程第3. 議案第34号 大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第3、議案第34号大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

**日程第4. 議案第35号 大刀洗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第4、議案第35号大刀洗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号大刀洗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

**日程第5. 議案第36号 大刀洗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第5、議案第36号大刀洗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号大刀洗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

**日程第6. 議案第37号 町道の認定について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第6、議案第37号町道の認定についてを議題といたします。

これから1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号町道の認定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定す

ることに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

#### 日程第7. 議案第38号 令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第7、議案第38号令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これから1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 4番、野瀬繁隆でございます。1日目にもちょっとお伺いしたことなんですけれども、補正予算書の22ページ、7款土木費6項都市計画費、2目の都市計画管理費の委託料622万2,000円が計上されております。

1日目に、どういう内容ですかというお尋ねに対しては、県の都市計画課と思うんですけど、県下の都市計画道路で着手されていない部分とか、そういうことを調査をしていると。18年ぐらい本町にある役場の前の都市計画道路が経過をしているから、着工の見込みがないのかどうか分かりませんが、一応その対象として今回上げているんだという説明がございました。1つは、そういう期間の問題があったということでございます。

そこで、ちょっとまずお尋ねしたいのは、当然、道路の見直しが廃止ということなんですけど、この用途地域、もうそれにひっついて都市計画決定されていると思うんですが、それを併せて何か変更されるような考え方があるのかどうかちゅうのをまずお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） じゃ野瀬議員の御質問にお答えいたします。

都市計画道路をもし仮に廃止するというような場合になりましたら、既に張りついている地域、土地につきましては、用途地域を見直す、用途地域をまた張りつけるというような作業が出てくるかと思っておりますけれども、町全体での用途地域の見直しというのは今回考えておりません。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 当然、都市計画法にのっとって手続を進められていくと思います。当然、変更とか廃止とかになれば、法的な手続を進めていく上で、県と十分に協議をされると思うんですけど、今回そういう見直しを検討していく、あるいは廃止を前提に考えていくというようなことございました。

事前にそういう所管課、これは知事決定——県の知事決定の都市計画と思うんですけど、そういう事前協議をされているのか、あるいは、今後のそういう変更、廃止に向けてのスケジュール



をどのように考えてあるのかということをお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） じゃ、野瀬議員の御質問にお答えいたします。

道路の見直しについては、県の都市計画課のほうと二、三回協議は行っているところでございます。

今後の予定ですけれども、今年度見直しに係る業務委託のほうを発注いたしまして、来年度本格的に県の都市計画課と協議をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 当然、都市計画を変更、廃止したりすれば、都市計画審議会というのがあって、縦覧期間とかいろいろ考えれば、結構な時間がかかるんですよね。多分、1年か2年か3年か、そのぐらいかかると思うんですけど、そういうスケジュール的にはまだ、まずは調査をやって、廃止とか見直しについて十分検討した上で、それから、県と協議をするということによろしいんですかね。

○議長（安丸眞一郎） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

野瀬議員おっしゃるとおり、見直しにつきましては、短期間でできるものではございませんので、今回、本来ですと当初予算に計上すべき予算ではございますけれども、先ほど野瀬議員も言われましたように、県との協議のほう時間が掛かるということが予想されますので、今回、補正のほうで上げさせてもらっているところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） それと、もう一方では、あそこはやっぱり踏切改良が非常に喫緊の課題ということで、もう長年課題になっております。もう私も急いでやるということに大賛成で、それに都市計画を変更せざるを得ないというならば、それに全面的に協力したいと思っています。

ただ、町長がお答えになりました、その道路改良を行っていく、いわゆる交差点改良だと思うんですが、道路改良を行っていくには、今の振り幅、いわゆる、ぬくもりの館ですか、あそこまでぐらい振っているから、どうしてもその振り幅が余りにも大きくて、その道路改良をするには、ちょっと妨げになるというようなことの答弁がございました。

ということは、逆を言えば、その道路改良の素案でもいいんですけど、そういうのがもうできているのか。例えば、その踏切、今の交差点からどのくらいの離隔をとれば信号が設置ができて改良が可能だというような、そういう土木事務所だと思うんですけど、そこら辺との協議は、ど

うなっているのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

県のほうで素案は考えられてあるんですけども、まだ、公にできる図面等はないということで町のほうには示されておりません。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 先ほども申しましたように、一刻も早くあそこの踏切、交差点という部分が改良できることであれば、あんなに振らなくても信号もつきますよ、あるいはもっと安く事業費ができますよ、しかも早くできますよというような案があれば、積極的に協議を進めていって、また、並行して、そういう都市計画の手続が当然必要であればやっていただきたいということをお願い申し上げます。

ただ、都市計画は都市計画で廃止しました。その後でない道路改良としては動けないということならば、かなり長期に及ぶと思いますので、そこはやはり県としっかり協議をされて、こういうスケジュールで進めていくということの考えがあれば、ぜひ町長のお考えをお伺いしたいと思うんですが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

議員御指摘のとおりでございます。まず、何としても大堰駅前の危険な踏切の改良を一日も早くしたいという思いがございます。

一方で、先ほどからお話がありますように、都市計画道路で決定されております関係上、その都市計画道路の法線を今のままにして、じゃ県のほうが交差点改良に踏み切れるのかというところで、ちょっとこれまでも久留米県土整備事務所と協議をいたしてきたところでございます。

法定手続は、法定手続としてしっかりやる必要がございます。その中で、どういう形であれば、早い時期に改良ができるのか含めて、しっかりと県と整備事務所のほうと協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） そうですね。今おっしゃるように、その法的な手続、都市計画法の法的な手続と同時並行できる部分があれば、それはどんどん進めていただいて、地元の要望も非常に強いわけですから、そういう地元の方々等も含めて強力なバックアップ体制をつくって、早くその改良事業ができるように期待を申し上げて質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） ほかありませんか。5番、黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 黒木です。23ページの災害対策費の工事請負費について、ちょっと説明を町長から回答しますんで、お願いしたいと思います。

まず、総務課長から、9月1日について一般会計補正予算（案）についての考え方が、それについての説明がありました。

その中で、結局、私がちょっと思ったのは、この前の補正予算で否決されて、そして結局250メートルを350メートルにエリアを広げただけの地図だったというふうに私は解釈しております。

なぜかと言うと、この地図を見ますと、必ずしもこの350メートルのところを設置する必要がないところが、言うなら大堰の千原等については、これはももとの250メートルでいいのかなというところが二、三か所あるんです。ただ、これは250メートルを300メートルに広げた。これじゃ少しちょっと説明不足だというふうに思います。

それと同時に、この中で情報を得られない人の例というようなことで、高齢者云々と書いてあって、問題は、この防災行政無線については、聞こえないところに、やはりどのようにしてから末端の住民までするのが原則だと思います。

それなら、この防災無線で聞こえないところについては、この防災ラジオを聞こえないところについては全戸数を配布しますよというふうな、やはりそのような考え方があるのかなのかをまず聞きたいと思います。町長さんをお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 黒木議員の御質問にお答えをいたします。

まず、災害時の情報伝達手段の整備については、1つの手段で全てをカバーするというのは難しいというふうに認識をいたしております。天候にもよります、場所にもよります。屋内にいらっしゃるのか、屋外にいらっしゃるのか、携帯をお持ちなのか、お持ちでないのか、そういういろんなケースによって情報弱者が生まれてまいります。ですので、本当に緊急時に必要な情報を迅速に伝達するためには、いろいろな情報伝達手段を多層化、多様化、重複して整備する必要があるというふうに考えております。

まず、携帯電話をお持ちの方については、エリアメール等で基本的には屋内にいても屋外にいても、情報が、携帯電話お持ちであれば、そのとき、届くところでございますけれども、携帯電話をたまたまお持ちでないとか、持ってきていなかったとか、あるいは、もともと携帯電話をお持ちでない高齢者とか、お子さんとか、そういう方々に対してどういうふうに情報伝達するかというのが課題になってくると思っております。

それで、屋内については、今、町では防災ラジオの普及を図っているところでございます。これについては、防災無線、戸別設置タイプの防災無線を設置してはどうかという御意見もあろう

かと思いますが、戸別受信機タイプになりますと、初期の整備だけで大体2億円かかりますし、あとその設置の、実際にそれぞれの家庭で電波が届くかどうかの調整で、恐らくまた8,000万ぐらい、2億8,000万——3億弱の金額がかかってくると思います。

そういう中で、また、転出入等もございますので、町の財政負担を考えまして、戸別、屋内については防災ラジオの普及を図るということで考えております。

今回、その屋内じゃなくて屋外にいる方にもきちんと情報が届くようにということで、今回、屋外型の同報系の防災無線の整備に係る予算を計上をさせていただいたところでございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。5番、黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） これは、町長の考え方、分かりましたけれども、問題は、私が言っておるのは、結局、そういうふうな多方的なやり方があるなら、必ずしもこのこれは戸別受信機は2億1,000万、それは全戸数、これは分かっている。

それで、問題が、この防災無線を結局25か所に造るならば、区長さん方の25の区長が、あの中の場合については、この集落については聞こえませんよと。その辺については、戸数が5戸ぐらいありますと、10戸ありますと。これについては、そんなら防災ラジオで対応していただきたいというふうな、そういうふうな考え方はないのか。

ただ、それがこっちをやるんなら、もう切り離して、これやるんならどうしましょうと。そういうことじゃなくて、そういうような幾つかのやり方があるんなら、わざわざこの防災無線をするなら、聞こえないところについては、もう区長さんと全部防災ラジオでしますので心配せんでよかですよというふうにすると、区長さん方も。

まだ、区長さんと何回か話したですか、1回ですかね。そこ辺について総務課長、お願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 黒木議員の御質問にお答えいたします。

区長さんとの協議につきましては、8月19日に全区長を集めて協議をしました。今のところ1回のみでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。5番、黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） こういうふうな大きい金額をする場合においては、我々はこの前、1回否決しちよるんなら、やはりその後、1回も2回もと各校区の区長さん方と話し合っ、これでいいですかと。やはりそういうような信頼性のある行政をしてもらわないと、これは我々議員も話をされない。

やはり予算を通すなら、どこの25区長があるにしろ、全区長がよかよと。これは屋外で、今

町長が言うたように、これでやれますと。聞こえないところは、ほんなら全部心配せんでよかですよ。防災ラジオで対応しますので、区長さんと。そういうふうなやはり取りの交渉をしながら。この1億8,000万もすると、わざわざ上部団体と予算を確保するなら、やはりそのくらいの覚悟を持ってから、やっぱりやってもらわんにゃ困るし、私も。ただ、それ言いたい。

これじゃ話にならない、私の考え方ですよ。そんなら、やはり十分検討して、区長さん方に納得し、そして、全町民がオーケーと。そんなら町長やってくださいよというふうな考え方を持たなくてはならないというふうに考えます。以上です。

もう一回、最後に町長、どう思うかをお聞かせ願いたい、考え方。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 黒木議員の御質問にお答えします。

最初の答弁と重複して恐縮でございますけれども、災害時に必要な情報を迅速に町民の皆さんに伝えるには、複数の情報伝達手段の整備が必要だと思っております。

現在、屋内については、防災ラジオの普及を図っているところでございます。今、普及のやり方として、今、無償で貸出しをしているところと、有償で購入をいただいているところとございます。

そこら辺も踏まえて、実際に、議員御指摘のように、じゃ聞こえないところにどうするんだと。同報系の無線を整備した後の話ですけれども、それについて、また、どうしてもそれが聞こえづらいつい話があれば、個別に対応を考えてまいりたいと思っております。

それから、区長さん方への説明の点についてでございますけれども、もちろん予算が通れば、実際の設置に当たっては、区長さん方の意見も十分にお聞きしながら、どこに設置すれば一番情報がきちんと届くのか。そういうふうな対応をしてみたいと思っております。

ただ、25行政区の区長さん方が、一人でも反対したら、その施策はやらないというのは、それは私はそういう認識は持っていないところです。あくまでも議決機関は議会でございますので、この議会において十分に御審議をいただいて決定をいただけるものだと思っております。

その上で、実際に施策を、事業を進めるに当たっては、区長さん方の理解が得られるように十分に協議をし、事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。5番、黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 最後ですけど、順番がこれ逆じゃないですか、私それを言います。

まず、やはり区長さん方に、1回否決されとると。そんなら、やはり自分、やはり町長が各校区の区長さん方と、やっぱり膝を交じあえて、あなたの主張をして、そして、よし、なら全区長オーケーですよ。そしてから予算を通すと。通ってから考えるじゃなくて、やっぱり通す前に、これははっきりしとかんにゃいかん。それが筋道だと思う。

通ってからするじゃ、それは説明にならねえもん。ところが、前の人は、やはりこういうような大きい金額は区長さんを通じて、25の区長がしっかりしてこれはやってくださいと言うなら議会はどういうこともなかろうもん。ただ、それだけ言ってから終わりたいと思います。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） ほかありませんか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 11番、高橋です。先ほども町長答弁に、予算は議会の決定機関ということで申されておりますけれども、そういった意味で私議会の初日に区長さんたちに、もう一回きちんと説明をしていただき、区長さんたちの意見を吸い上げていただきたいというふうなことを申し述べたと思っております。

公民館が神社の中とかにあるときには、やはり神社総代に了解を得なくちゃいけないとか、そういった部分が出てくると思ったので、もう一回聞いてくれと言ったんですけれども、改めて聞きますけれども、議会が始まった当初から最終日、今日まで、何も地元には説明、そういったことはされていないということですかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、高橋議員の質問にお答えいたします。

議会初日に、再度全区長を集めての話合いを持ってくれという御意見がございました。議会、本日の最終日までに検討したんですけれども、やはり時間的タイミング、時間的余裕がなかったために、残念ながら今日までのうちに区長さんとの協議は持っておりませんが、今後、持っていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） やはりそういった答弁が返ってくると、先ほど黒木議員が言われたように、順番が逆じゃないのかというふうに私も思います。やはり我々も住民の代表として、この議会に参加しておりますので、やはり住民の意見を吸い上げていただき、各校区の住民の代表は区長さんですので、区長さんたちの意見をしっかりと吸い上げていただき、そういった説明をしていただければ、我々も賛同できる分には賛同したいというふうに思っているんですけども、本当もう少し丁寧な説明、計画なりを立てていただきたいと思っております。

それと、いろいろな情報手段があると言われておりますけれども、そのいろいろな情報手段を一つ一つ検証されて、どういった部分がうちの町では情報・防災伝達手段の部分で、どういった伝達手段が弱いとか、これは十二分に伝達できているとか、そういった検証はされているのでしょうか。今までに一度でもしたことがあるのでしょうか。お聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 高橋議員の御質問にお答えします。

検証というのは、どういうレベルの検証かということにはなるとは思いますけれども、事務内部で執行部の中では今までの大刀洗町においては、やはりどうしてもインターネットであるとか携帯電話をお持ちの方を中心に情報伝達手段が組み立てられる。あとはいわゆる電話連絡であるとか、広報車での広報とか、かなり迅速な伝達、同時にするという意味では、弱い部分があったというふうに認識をいたしております。

また、そういう認識もございましたので、なるべく経費がかからない方法でということ、これまでコミュニティFMを使った、活用した防災ラジオの整備を進めてきたところでございます。

しかしながら、今回の人吉の九州北部豪雨での事例を見ても、急激に水かさが上昇して、本当に命に関わるような危険というのを、危機感を今持っているところでございます。

その中で、今までそういう方策で進めてまいりましたけれども、それだけではカバーをしきれない人たちがいるということで、そこを何としてもその方々の命を守るために、なるべくそのカバーできない部分をカバーしたいという思いで今回の提案になっております。

○議長（安丸眞一郎） 11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 4年連続で町長も申されております、水害被害が。どのくらい住民の人に伝達がきちんと行われているかアンケート、アンケートでもいいじゃないですか。住民一人一人にアンケートを求めるとか、避難してきた方々にアンケートを求めるとか、そういった形で住民に寄り添った形で住民の立場からどういう部分が伝達部分で弱いとか、そういったものをしっかりと私は調べてもらいたいというふうなことを再三申し上げております。

令和元年から町のほうで行っているドリームFMを使っている防災ラジオ、これすごくいいと思うんですよね、私も持っています。こないだの台風10号のときもすごく役に立ちました。しかし、まだ170台ほどしか普及していないと。大刀洗町の世帯数からすると3%ちょっとぐらいですかね、多分、普及率が。それでも毎年FM久留米には、多分何百万か運営費みたいな形で支払っていると思うんですよね。これこそ費用対効果とか見直すことも含めて、もっともっと推奨する、推奨していただいて、例えば、いろんな情報伝達手段がある中で一つ一つ検討、そして、弱い部分はラジオとかを推奨していただいて、それでも足りなければ、じゃこの屋外スピーカー型をつけるとか、そういった説明なら私達も納得できるんですけども。

町長にちょっとお伺いしたいんですけども、この防災ラジオ、町内にどれぐらいの普及率を目標として考えておられますか。お聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 高橋議員の御質問にお答えします。

防災ラジオの普及率という御質問でございます。これまで目標は、恐らく100%になるのが

一番いいんだろうとっております。ただ、今情報伝達手段がいろいろございまして、携帯電話をお持ちの方とかは、それはそれで情報が行くわけです。

あと、情報伝達手段としては、やはりプッシュ型とプル型とございまして、例えば、携帯電話のエリアメール、今言っている防災ラジオ、行政側から情報を一方的に、一方的にというか、住民の方に必ず伝わるような形で伝える情報と、あと住民の皆様からとっていただくプル型の情報と、例えば、町のホームページであったりとか、ほかにもやり方ありますけれども、その組み合わせが必要だろうとっております。

その中で、それぞれの住民の皆さんのお住まいの場所であったりとか、あるいはそのハザードマップで見たところの浸水想定、あるいは、今自分が実際どこにいらっしゃるのか。それによって、多分より必要な情報伝達手段とか、どういう組み合わせがいいというのは、それぞれあるかと思っておりますので、どういう状況であれば、どういう情報伝達手段がいいのか。それを町として住民の方に選択肢を広げたいというか、そういうふうには考えております。

ただ一方で、町のほうも予算の関係がありますので、なるべく経済的にどういうふうになれば必要な情報が住民の皆さんに伝わるのか、确实、迅速に。そういう中で普及を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 聞いていますと、住民がどういった防災情報伝達を求めているのかというのが分かっていないような私は気がするんですけれども、携帯電話メールの「まもるくん」ですかね。あの普及率とか、この防災ラジオの普及率も、そういったのもしっかりと今後町の防災対策の検討課題に上げていただきたいと、私は思っております。

広報車で回る、広報車の情報伝達が、防災の情報伝達が、どのぐらいの地域まで聞こえているのかとか、多分ルートがあると思うんですよね、あの広報車が回るときには。そのルートから見て、どの辺まで聞こえているのかとか、そういった検証も踏まえていただいて、それでも野外におられる方に、この防災行政無線の屋外スピーカー型で伝達をしなくちゃいけないというようなちゃんとした積み上げた結果が出るのであれば、私はこの防災行政無線の屋外スピーカー型も賛成させていただくんですけれども、今の段階では、今あるいろいろな様々な情報伝達手段のてこ入れ、そういったことから始めていただきたいということを申し述べておきます。

○議長（安丸眞一郎） ほかはございせんか。ほか質疑はありませんか。2番、隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 修正動議を提出したいと。

○議長（安丸眞一郎） ちょっとマイクを近づけて発言をお願いします。

○議員（2番 隠塚 春子） すみません。修正動議を提出したいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） ただいま隠塚議員から修正動議が出されました。



ここで暫時休憩をいたします。50分まで暫時休憩します。9時50分です。

休憩 午前9時38分

再開 午前9時50分

○議長（安丸眞一郎） 休憩前に引き続き議事を再開します。

2番、隠塚春子議員から修正の動議が提出され、お手元に配付いたしました。

本修正動議は、地方自治法115条の3及び本町議会規則17条2項による要件を満たしております。

本修正動議を議案第38号と併せて議題といたします。

提出者の説明を求めます。2番、隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 2番、隠塚でございます。今回、議案第38号令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）の8款1項4目14節の防災行政無線システム整備工事費については承服いたしかねるため、関係予算を減額修正すべきと考え、提案いたします。

修正動議の提案理由を申し上げる前に、防災対策に力を入れることに対しては、大いに賛成であるということを申し述べます。

8月3日の臨時議会において、全会一致で修正案が可決された後も、議員間で話をしたり、住民の皆さんの意見を聞いたりいたしました。

議員間の協議の中では、反対理由がそれぞれにあり、屋外スピーカーは風雨で聞こえなかったとの報告があり、「有線放送や戸別受信機など、屋内での伝達手段を考えるべきだ」、「住民の皆さんの意見が十分に聞き取りできていない」、「今回はスピーカーの変更と、前回よりも5基増設して、5,200万円余増の約1億8,000万円となっているが、前回同様に音達範囲が明確でないし、全部に届かない」、「導入された防災ラジオの普及率が低く生かされていない」、「もっと期間を設けて検討するべきで、拙速過ぎる」、「設置場所も安易に公民館にするのはどうか。神社の敷地内に公民館があると、氏子さんたちの同意が必要」などの意見が多く議員より出ました。

また、修正案可決後の説明会に参加した区長さんたちからも、「設置ありきの説明会だった」という感想があり、「この会は、運営する方向の会なのか、そもそも本当に必要があるのか、聞こえないのではないか」などの声が上がっております。

導入された防災ラジオの普及率が低い件ですが、整備した500台のうち、先ほども出ましたように、区長さんたちや役員の皆さん、公共施設に無料配布された分と、3,000円で買われた分と合わせて約170台余りしか普及していません。

本年3月末時点、大刀洗町の65歳以上のおひとり暮らしの方が560人、高齢者のみの世帯が

655世帯、合計で1,216世帯、うち75歳以上のみの世帯が551です。今回追加された予算の中の防災ラジオ500台の整備については、申請者について対応するというので、評価はしておりますが、併せて800台余りをまずは75歳以上のみの世帯や障害がある方たちなどへ配布してはいかがでしょうか。

そうした後は、今回の台風10号のときのように、早めの対策会議を開き、早めに避難所を開設していただき、防災ラジオを含めた早めの周知に心がけていただければ、5分、10分あると言われるタイムラグも解消でき、早めの避難行動につながります。

また、先ほどの方たちを含めていると思いますが、要支援者の方たちには支援計画が立てられており、小地域協議会の方たちが、大雨や台風の前には見回りなどをされて、雨戸を閉めるようにとアドバイスをされたりもしております。そのような災害弱者と言われる方たちの現状を把握していただき、そもそも必要があるのかなど、住民の皆さんの意見を聞き、町内の危険箇所の把握をしていただき、ほかの先行自治体の現状等も調査、研究し、もっと議論を深め検討する余地がまだあると思います。

また、国から70%が補填されると説明を受けた臨時特例債ですが、これもまた国民が納めた税金でありますので、屋外スピーカーの有効性を検証し、費用対効果を検討していただき、有効かつ利便性の高い計画を立てていただきたいと思います。

以上のようなことから、今回の関連の予算に関しては賛成しかねると考えるため、本修正案を提出するものです。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから、本修正案について質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから、原案及び修正案について討論を行います。

まず、原案賛成者から討論を行います。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 原案賛成者の討論はなしと認めます。

次に、原案及び修正案反対者の討論を求めます。原案及び修正案に対しての反対者の討論を求めます。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

次に、再度原案賛成者の討論を求めます。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

修正案賛成者の討論を求めます。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。私は、修正案に賛成の立場から討論を行います。

この設置工事の可否について、住民の皆さんや日本共産党大刀洗支部でも議論を重ねました。その中で、装置そのものが不要とする意見や、建設には反対ではないが、なお具体化が必要とするもの、詳細な計画を示すべきなど、様々な意見が出ましたが、結果、今回の補正予算の次点では認めがたいとの結論になりました。

1点目に、費用対効果の問題であります。今回、前回より5,000万円余の増となる約1億8,000万円もの予算が計上されています。相当部分は交付税で措置するとの話であります。それも含めて私たち国民の税金であります。このような多額の予算を講じての利用目的、効果にはなお疑問が残ります。最近の被災地の調査や報道を見ても、屋外放送については疑問が多い状況です。耐用年数についても、保守管理費用等も考慮すると、賛成しかねる状況です。現在、災害や感染症が多発する中で、緊急の事業が発生することは大いに理解ができますが、それでも多額の予算を投じる事業のため、実施に当たっては事業効果、住民説明、他の事業との整合性など十分に検討し、議会に諮るべきと考えます。

その点、今回の資料として、防災ラジオの状況が説明されていますが、本当に情報が必要な独居高齢者や情報弱者、災害多発地域への重点化など、めり張りをつけて普及を促進すべきだと考えます。

仮に本予算が可決されたとしても、防災ラジオその他多様な伝達手段との関係について、なお検討すべきと考えます。

本事業に限らず、特に新規の事業計画については、できる限り早期に議会への説明を行い、事業シートに基づいて、事業の目的、効果、財源、根拠法令、住民説明との関係、基本計画との整合性など丁寧に説明をお願いしたいと思います。

そして、賛成か反対かの二者択一ではなく、議会、すなわち住民の意見も反映させた事業となるよう改善を図っていただきたいものです。

また、議会としても、所管事務を積極的に調査し、議会の声を事業改善に反映させるような、行政と議会の双方向型の活動が求められると思います。

以上の点から、今回の補正予算案については、この事業のみ参加しかねるため、修正案に賛成するものです。

議員各位の御賛同、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安丸眞一郎） ほか、討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで討論を終わります。

これから、議案第38号令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）についてを採決いたします。

まず、本案に対する修正案について採決いたします。本修正案に賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立9名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立10名中9名です。起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。したがって、修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第8. 議案第39号 令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第8、議案第39号令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから議案第39号令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

**日程第9. 議案第40号 令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第9、議案第40号令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから議案第40号令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第10. 議案第41号 令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第10、議案第41号令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから議案第41号令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第11. 認定第1号 令和元年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第12. 認定第2号 令和元年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13. 認定第3号 令和元年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14. 認定第4号 令和元年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15. 認定第5号 令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第11、認定第1号令和元年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第15、認定第5号令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上5件については関連がありますので、これを一括議題といたします。

認定につきましては、所管の決算特別委員会委員長からお手元に配付のとおり、審査報告書の提出がありました。

決算特別委員会高橋委員長、登壇して順次報告をお願いします。高橋委員長。

○決算特別委員長（高橋 直也） 今回、決算特別委員会の委員長を務めました高橋直也です。決算特別委員会の報告をいたします。

全議員で構成する決算特別委員会は、令和2年9月8日、9日、10日、11日の4日間開催し、令和元年度の決算を審議いたしました。

本委員会に付託された一般会計と4つの特別会計決算について、審査の結果を会議規則第77条の規定により報告いたします。

認定第1号令和元年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果、本件は認定すべきものと決定いたしました。が、財政関係について、令和元年度においては約9,000万円の赤字となり、基金の積立てを加えた実質単年度収支においても、約1億3,900万円の赤字が発生していることから、不要不急の事業の見直しなど、現行事業についても精査すべきこと、次に、予算の執行に当たっては、適切に補正を行い、効果的な執行に努めること、不用額、繰越明許、不納欠損等の事情は議会に丁寧に説明すること、そして、災害関係について、当町においては4年連続で浸水被害が発生していることから、災害時における対応の充実と、減災のための諸施策を講じること、また、担当職員の効果的な配置を図ること、災害多発地域への支援を強化すること、以上のことを踏まえて、来年度の予算作成に当たっては留意されるように申し添えます。

認定第2号令和元年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定

第5号令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上4特別会計については、審査の結果、本件は認定すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これで委員長報告を終わります。

これから認定第1号令和元年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論は、反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。私は、本決算案に不認定の立場から討論を行います。

御承知のとおり、政治的には昨年からの消費税増税、社会保障の切り捨てや相次ぐ負担増などで、多数の国民の皆さんは苦しい生活を強いられ、高齢者の皆さん、子育て中の皆さんなど、世代を問わず社会不安、将来不安が広がっています。さらに、コロナウイルスの流行に係る健康問題や経済の停滞、さらに当町では、4年連続となる水害が追い打ちをかけており、政治は住民の皆さんの生命と健康、生活を守るための手だてがますます求められています。

また、近年の水害や大型台風の多発には、利益最優先の経済政策による地球温暖化、ダム偏重主義による河川行政の遅れなど、政治的な責任も大きいことを指摘しなければなりません。

このような中であって、本町では、日常業者から突発的な災害への対応など、職員さん方が日々業務に尽力していただいていることに敬意を表します。

一方、マイナンバー制度や消費税対策の商品券など、国策としての煩雑な業務が市町村に押しつけられ、現場の御苦勞も増大していることと見受けいたします。行政にあっては、住民や地方自治体の利益にならない事業については、国や県にも厳しく意見を述べるとともに、交付金等の財源も有効に活用し、引き続き住民の生命を守る立場で御努力いただきたいと思えます。

さて、本議案については、私はほとんどの項目は認定すべきものとの立場であります。一括採決の性格上、認めるべきでない項目もありますので、討論させていただきます。

第1に、国外を含むPR関連の委託費及び旅費を含む事業費は、目的や効果、費用等を総合的に勘案しましても、不要不急の事業と考えます。国内におけるPR事業はともかくとしても、取り分け海外における町のPR等については中止すべきと考えます。

また、このような町外、特に海外等で実施される事業については、住民や議会の監視も届かないことから、今後も詳細な説明が求められると考えます。

2点目に、地域優良賃貸住宅建設事業であります。

元年度は、3か所目の新規建設が行われました。この事業は、1棟目の建設時から、町内の動向調査や明確な計画も示されず、建設ありきで進められたもので、認めることができません。

当初より、町の財政負担なしでの建設、維持を目指すとの説明でしたが、高い金利、高い管理費、高い入居率の設定や、PFIそのものの精度の問題など、疑問は山積みです。今後、地域経済と共存しながら、どのように管理運営を行うのか、さらに慎重な議論が必要と考えます。

3点目に、同和関連の支出につきましては、特に一部団体への補助や会館の運営費を投げ渡すということは、問題の真の解決にはつながらず、逆に差別を固定化し、温存する装置になっているというべきで、断固反対するものであります。

研修についての見解は、委員会で述べたとおりです。

なお、来年度の予算編成に当たっては、議会の審査内容や提言などを、ぜひ真摯に受け止め、事業の目的、根拠、効果、財源、住民説明など丁寧に議会に提示し、議会や住民の意見を反映させてほしいと切に願います。

以上述べてまいりましたが、一括採決の性格上、不承認と考えるものです。

また、国保特別会計、後期高齢者特別会計についても、高過ぎる住民負担に基づいていることから、不承認の立場であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） ほか、討論ございませんか。3番、平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 議席番号3番、平田康雄でございます。

私は、賛成の立場から討論いたします。

令和元年度の決算につきましては、関係課長から決算書及び主要施策報告書などにに基づき、詳細な説明を受けましたが、いずれも当初予算に掲げられた多くの事業が、計画どおり適正に実施されているものと認められます。

監査委員からも、「予算は歳入歳出ともに適切に執行され、おおむね所期の目的を収めているものと認める」との意見書が提出されています。

決算書の中で、私が特に注目した点が3点ほどあります。

まず1つですけれども、教育環境整備のための事業の取組であります。

大刀洗小学校北校舎及び中学校南校舎の大規模改修や4小学校のトイレの洋式化が進められました。また、全ての小中学校に空調機が設置され、快適な学習環境となりました。

本年度は、コロナ感染症の関係で、夏休みが短縮され、厳しい暑さの中で授業を行わざるを得なかったわけですが、クーラーが設置されたことにより、子供たちは快適な環境の中で勉学に励むことができました。子供たちの学力向上に期待したいと思います。

2つ目は、がん検診事業の自己負担の軽減であります。

令和元年度から、がん検診の自己負担が軽減されたことにより、受診率が向上しました。特に乳がん検診の受診率の伸びが大きく、前年度の18.1%から21.2%と3.1ポイントも向上



しています。その結果、5名の乳がん患者が見つかり、胃がんの1名を加えた6名のがん患者の早期発見がされています。

本年度から、胃カメラによる胃がん検診も始まりましたが、さらなる受診率の向上のためにも、ぜひ、がん検診の無料化が強く望まれるところであります。

3つ目です。本町独自のユニークな事業の取組であります。

御承知のとおり、元年度のふるさと応援寄附金は、前年度に続き10億円を超えました。本日の西日本新聞にも、町内循環バスに関する記事が掲載されましたけれども、近年、新聞やテレビなどでたびたび本町に関するニュースが報じられています。

これらは、職員の積極的な対応というのが一番でしょうけれども、やはり大刀洗町地域ブランド創出事業による枝豆収穫祭やたちあらい応援大使の取組、あるいは国内外の積極的なPR活動など、町独自のユニークな事業の取組が大きな要因ではないかと考えられます。

今後とも、失敗を恐れず、積極的に取り組んでください。

そのほかにも、元年度におきましては、住民協議会の開催、町税賦課徴収業務、あるいは災害復旧事業など、83項目に上がる主要施策のほか、決算書に網羅された多くの事業は、適正かつ確実に実施され、「住みよい、魅力あるよかまち大刀洗」の実現に大きく寄与したものと認められます。議会としては、早急に決算書を承認すべきであります。

以上をもって討論を終わります。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） ほか、討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで討論を終結いたします。

これから認定第1号令和元年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件は、委員会報告のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

[議員10名中起立8名]

○議長（安丸眞一郎） 議員10名中起立8名、よって、起立多数です。したがって、本案は認定することに決定いたしました。

これから認定第2号令和元年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから認定第2号令和元年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを

採決いたします。

本件は、委員会報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立9名〕

○議長（安丸眞一郎） 議員10名中起立9名です。起立多数です。したがって、本件は認定することに決定いたしました。

これから認定第3号令和元年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから認定第3号令和元年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件は、委員会報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立9名〕

○議長（安丸眞一郎） 議員10名中起立9名です。起立多数です。したがって、本件は認定することに決定いたしました。

これから認定第4号令和元年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから認定第4号令和元年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件は、委員会報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本件は認定することに決定しました。

これから認定第5号令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから認定第5号令和元年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採

決いたします。

本件は、委員会報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

[議員10名中起立10名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本件は認定することに決定しました。

---

**日程第16. 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第16、請願第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

総務文教厚生委員会森田委員長、登壇して報告をお願いします。森田委員長。

○総務文教厚生委員長（森田 勝典） 総務文教厚生委員長の森田勝典でございます。令和2年第7回大刀洗町議会定例会において、総務文教厚生委員会に付託されました請願第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について、その審査結果を報告いたします。

委員会は、令和2年9月10日13時30分から、協議会室において開催いたしました。出席委員は、4名全員です。安丸議長及び紹介議員の平田康雄議員と、請願者の福岡県教職員組合浮羽三井支部より、三苫支部長の出席を得て審査を行いました。

まず、紹介議員より請願の趣旨、内容の説明及び請願者により、意見と補足説明を受けた後、審査を行いました。

請願の趣旨につきましては、お手元に配付しております請願書のとおりであります。

出席委員から、コロナ流行の下における先生方の負担や分散登校、少人数学級の状況に関する質疑、また、先生方の時間外勤務の状況と把握に関する質疑、また、学校再開後の授業の見通しや授業の選択などについて質疑がありました。

いずれの質疑についても、丁寧な答弁を得て、審議、採決の結果、お手元に配付しております審査報告書のとおり、満場一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、請願第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを採決いたします。

本請願に対する委員会の報告どおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員10名中起立10名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本請願については報告どおり採択することに決定いたしました。

---

**日程第17. 発議第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書**  
**について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第17、発議第1号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についてを議題といたします。

まず、意見書を朗読願います。事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（安丸眞一郎） ただいま、朗読が終わりました。

それでは、提出議員より趣旨説明を求めます。3番、平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 議席番号3番、平田康雄です。教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の趣旨を説明いたします。

内容は、2点あります。

1点目は、計画的な教職員の定数改善を推進することです。

現在、学校現場においては、貧困、いじめ、不登校など、解決すべき課題が山積しています。また、新型コロナウイルス感染症の関係で、子供たちの学びの保障や心のケア、消毒、検温など、先生方は極めて多忙な状況にあり、早急な定数改善が必要となっています。

一方、1年生から中学3年生までを35人学級とするための定数改善計画が平成23年で終了したことから、35人学級のための国庫負担は小学校1年生のみとなっています。ただ、2年生については、県のほうで予算化していただいていますので、現在のところ小学校1年生と2年生は35人以下の学級、小学校3年生以上は40人以下の学級となっています。

1クラス40人以下の学級ということは、41名にならないと2クラスになりませんが、本町では町の理解がありまして、40名になれば2クラスに分けていただいています。

また、3名の先生とALT1名、合計4名の教職員を町費で配置していただいていますし、小学校で始まった英語授業のための講師を1名県費で配置していただいていますので、今のところ

大きな問題は生じていません。

しかしながら、小中学校は義務教育ですから、本来は国が対応すべきであります。

豊かな学びや働き方改革を実現するため、国に対し計画的な教職員の定数改善と、35人以下学級の早期完全実施を求めるものであります。

2点目は、義務教育の国庫負担割合を2分の1に復元することです。

義務教育国庫負担制度では、長い間国庫負担割合は2分の1でしたが、小泉内閣の三位一体改革より3分の1に引き下げられました。その分、県や市町村の負担金が増大したわけで、自治体間の格差が生じるおそれがあります。

子供たちは、全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられるよう、義務教育の国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元するよう求めるものであります。

以上であります。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

**日程第18、発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方財源の確保を求める意見書の提出について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第18、発議第2号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財源の急激な悪化に対し地方財政の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

まず、意見書を朗読願います。事務局長、お願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（安丸眞一郎） ただいま意見書の朗読が終わりました。

提出議員の趣旨説明を求めます。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 議席番号11番、高橋直也です。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方財源の確保を求める意見書について趣旨説明を行います。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活の不安が続いております。この中で地方税、地方交付税の大幅な減少などにより、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。

このような状況において、行政サービスを安定かつ持続的に提供していくためには、地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保、充実を強く国に求めていくことが不可欠であることから、地方自治法第99条の規定に基づき国会、関係行政庁に対し意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同のほどよろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方財源の確保を求める意見書の提出についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

**日程第19. 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）**

○議長（安丸眞一郎） 日程第19、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会の各委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり、所管事務調査等の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継

続調査とすることに決定いたしました。

---

○議長（安丸眞一郎） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第7回大刀洗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時44分

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 9月18日

議 長 安丸眞一郎

署名議員 野瀬 繁隆

署名議員 黒木 徳勝



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 9月18日

議 長

署名議員

署名議員